

労災保険は従業員の工作中、通勤中の事故には適用されますが、事業主には適用されません。
しかし、特別加入をすれば事業主も労災保険の適用を受けることができます。

大竹商工会議所一人親方労災保険組合は大竹商工会議所を母体として平成 16 年 4 月に広島労働局の許可のもと設立した保険組合で、扱っている労災保険の特別加入制度は、従業員を雇用しないで建設事業を営んでいる事業主が対象となります。

加入条件について

- ①業種が建設業であること。
- ②一人親方の名の通り、一人で業務に従事しており、従業員（アルバイトも含む）を雇用していないこと。
- ③大竹商工会議所の会員であること。もしくは会員になれる方。
- ④当一人親方労災保険組合への報告義務、保険料納付義務を遵守できる方。
- ⑤口座振替で保険料を納付していただくため、組合指定の金融機関に口座を設けていること。
もしくは設けることができる方。

加入手続きについて

組合所定の入会申込書一式と口座振替依頼書に必要事項を記入・押印し、初回分の保険料・事務手数料・会議所年会費等を添えて申し込んでいただきます。

労災保険の加入日（承認日）は、労働基準監督署での手続きに日数を要しますので、組合への申込みの約1週間後程度になります。

保険料について

・保険料納付は原則として組合指定の金融機関での口座引落としとなります。ただし、加入時（初回）は窓口にて現金で納付していただきます。

・保険料の納付回数は1 回払いのみです。

（口座引落日）……**3 月 15 日**

（引落日が土曜、日曜、祝日の場合は、金融機関の翌営業日に引落としとなります。）

・口座引落としは、次の組合指定の金融機関となります。

全支店対応

広島銀行 山口銀行 もみじ銀行

大竹市内支店のみ

四国銀行 広島信用金庫

・年度途中において、加入した場合や退会した場合には当該年度内の加入月数（1 ヶ月未満の端数は 1 ヶ月とします）に応じた保険料を算定します。

大竹商工会議所一人親方労災保険組合保険料及び事務手数料表

(令和6年4月改定)

給付基礎日額(円) A	保険料算定基礎額(円) B=A×365日	年間保険料(円) C保険料17/1000	年間事務手数料 D	年間合計額 C+D
25,000	9,125,000	155,125	9,081	164,206
24,000	8,760,000	148,920	8,740	157,660
22,000	8,030,000	136,510	8,058	144,568
20,000	7,300,000	124,100	7,375	131,475
18,000	6,570,000	111,690	6,692	118,382
16,000	5,840,000	99,280	11,470	110,750
14,000	5,110,000	86,870	10,105	96,975
12,000	4,380,000	74,460	8,740	83,200
10,000	3,650,000	62,050	7,375	69,425
9,000	3,285,000	55,845	6,692	62,537
8,000	2,920,000	49,640	6,010	55,650
7,000	2,555,000	43,435	5,327	48,762
6,000	2,190,000	37,230	4,645	41,875
5,000	1,825,000	31,025	3,962	34,987
4,000	1,460,000	24,820	4,645	29,465
3,500	1,277,500	21,709	4,131	25,840

A：【給付基礎日額】

保険料・休業補償等の額を決定するための基礎となります。

B：【保険料算定基礎額】

3月1日～3月31日を補償対象としますので、(A)給付基礎日額×365日で計算します。

C：【年間保険料算出方法】

(B)保険料算定基礎額(1,000円未満切り捨て)×料率17/1000で算出します。

一人親方労災保険組合委託手数料区分

年間事務手数料（年間保険料による）	手数料率
10,000円未満のとき	その額の22%
10,000円以上30,000円未満のとき	その額の16.5%
30,000円以上100,000円未満のとき	その額の11%
100,000円以上のとき	その額の5.5%
特別加入者1名につき年額	550円

労働保険料の算出例

上記一人親方労災保険組合及び事務手数料表参照

給付基礎日額(A)3,500円の場合

・労災保険料(C) 21,709円（年間）

・事務手数料(D) 4,131円（年間）

合計 25,840円

保険給付の内容

労災保険に加入することにより、業務上のケガや病気において次の各種補償を受けることができます。

- ・療養補償給付……療養に必要な治療費は全額無料です。
- ・休業補償給付金……休業4日目から休業1日につき「給付基礎日額」の80%（休業特別支給金含む）相当額が支給されます。
- ・障害補償給付……後遺症が残った場合、その程度に応じて年金または一時金が支給されます。
- ・遺族補償給付……死亡した場合は、遺族年金または遺族一時金が支給されます。
- ・葬 祭 料……死亡した方の葬祭を行う際に支給されます。

* 加入時に健康診断が必要な方

一人親方労災保険特別加入制度に加入希望の方で、下記の業務の種類に応じて、それぞれの従事期間を超えて当該業務を行ったことがある場合、加入申請の際に健康診断を受ける必要があります。

業務の種類	その業務に従事した期間	実施すべき健康診断
粉塵作業を行う業務	3 年	じん肺健康診
振動工具使用の業務	1 年	振動障害健康診断
鉛 業 務	6 ヶ月	鉛中毒健康診断
有 機 溶 剤 業 務	6 ヶ月	有機溶剤中毒健康診断

大竹商工会議所への加入について

商工会議所について

地域商工業者で組織された経済団体で、公的性格をもつ法人です。会員のみなさまの力で運営されています。

年会費について

入会金：2,000 円（初年度のみ）
会 費：法人事業所 16,000 円（年間）
 個人事業所 8,000 円（年間）

建設業の一人親方の皆様へ

労災保険特別加入制度に 加入しませんか



広島労働局認可

大竹商工会議所一人親方労災保険組合

〒739-0612 広島県大竹市油見3丁目18-11

大竹商工会議所内 ☎(0827)52-3105